

国民健康保険の加入・脱退の届出は、異動があった日から14日以内に行ってください。

国民健康保険加入者の皆さまへ

平成22年度国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬に送付します。期限内納付にご協力ください。

国民健康保険税のお知らせ

平成22年4月から

非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置（失業軽減）を実施

企業の倒産、解雇等による非自発的失業者の国民健康保険税について、在職中の保険料水準と同程度となるように、前年中の給与所得を100分の30として国民健康保険税を計算する制度が始まっています。

- 軽減の概要 非自発的失業者に係る前年中の給与所得を100分の30として所得割額を計算します。軽減判定においても同様の扱いです。
 - 軽減期間 平成22年度以降・最大2年間
離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで
(ただし、離職日が平成21年3月31日～平成22年3月30日の場合は平成22年度のみ対象となります。)
- 詳しくは、「納税通知書に同封のチラシ」、「ホームページ」又は「広報5月号」に掲載しています。

国民健康保険税についてよくある質問



Q 国民健康保険に加入していないのに、国民健康保険税の納税通知書が届いたのはなぜ？
A 保険税納付の義務は、世帯主にあります。この場合の世帯主を「擬制世帯主（擬主）」といい、世帯の中に一人でも国民健康保険加入者がいれば、国民健康保険税の納税通知書は世帯主に送られます。

Q 年度途中で国民健康保険の資格がなくなった場合の国民健康保険税はどうなるの？
A 国民健康保険の加入月数に応じて月割りで計算します。例えば、4月1日で国保に加入し、6月1日で国保の資格がなくなった場合は、4月分と5月分の2か月分をご負担いただけます。

Q 失業し、国民健康保険税の納付が困難になった場合の減免はあるの？
A リストラ、廃業などのやむを得ない事情により3か月以上無収入の状態が続くとき、又は、著しく収入が減ると認められるときは、減免を受けられる場合があります。減免申請は、納期限の7日前までになりますので、お早めにご相談ください。一方、特別な事情により、期限内に納付が困難になった場合は、分割納付の制度があります。

Q 国民健康保険税を口座振替にしたい場合、どうすればいいの？
A 口座振替依頼書を税務担当窓口又は金融機関・郵便局へご提出ください（※通帳及び口座の届出印が必要です）。納税者欄は世帯主となります。口座の名義人は、世帯主以外でも可能です。なお、申込みから口座引き落としまで、おおよそ2か月かかります。

Q 国民健康保険税の年金天引きを中止したいのですが、可能ですか？
A 税務担当窓口での申請により、年金天引き（特別徴収）から口座振替に変更することができます。申請には通帳及び口座の届出印が必要です。（年金特別徴収とは）国民健康保険の加入者全員が、65歳から74歳までの世帯については、原則として世帯主の年金からの天引きによって納めていただきます。ただし、年度途中で世帯主が75歳になる場合や年税額に変更が生じた場合は、普通徴収（納付書又は口座振替）になります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

▶税務課 (☎64・3145)、◎地域振興課 (☎75・0251)、◎地域振興課 (☎72・2525)、◎地域振興課 (☎322・1001)

平成22年度 介護保険料額が決まりました

第一号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料（年額）を決定しましたので、7月中旬に送付される通知書をご確認ください。

特別徴収（年金からの天引き）の方は、4・6・8月分を差し引いた額が、3回（10・12・2月）に分けて天引きされます。普通徴収の方は、納付書により納期ごとに納めてください。納期は7月から翌年2月までの8期です。口座振替をご利用の方は、各納期限日にご指定の口座から引き落としされます。ただし、10月から特別徴収が開始される方は、年金から天引きとなるため、以後の引き落としはありません。平成22年度中に65歳になる方は、誕生日以後に届く納付書にて納めてください。（年度中は

今月の介護保険料

◎期別 第1期
 ◎納期限 8月2日(月)

納付は、お近くの金融機関・郵便局、本庁・各総合支所の窓口にて。便利な口座振替もご利用ください。（上記納付場所にて手続きができます。通帳と銀行届出印をご持参ください。）

年金天引きされません。 ※介護保険料の納付は、便利な口座振替をご利用ください。
 ▼高年福祉課 (☎64・3155)、
 ◎市民福祉課 (☎75・0253)、
 ◎市民福祉課 (☎72・2523)、
 ◎市民福祉課 (☎322・1451)

児童扶養手当法の改正により 父子世帯の父も受給対象者になりました

平成22年6月2日に児童扶養手当法の改正が行われ、父子家庭の父を受給対象とする措置が講じられました。受給要件、手当額及び所得限度額等は母子世帯と同様になります。平成22年8月分の手当から対象となります。受給要件、申請等詳細については、以下の窓口にお問い合わせください。
 ▼児童福祉課 (☎64・3153)

介護保険負担限度額 認定の更新について

前年度認定を受けておられた方には、6月上旬に更新のお知らせ及び申請書を送付しています。まだ申請されていない方はご確認をお願いします。負担限度額の認定は、本人及び世帯員の所得を基に判定しますので、所得の申告の結果で、前年度認定を受けておられた方も、却下となる場合がありますのでご了承ください。なお、申請により減額の対象となる方及び負担限度金額は、下記のとおりです。申請結果は、受付次第順次通知します。

対象者	食費(日額)	居住費(日額)				
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
生活保護受給者	300円	490円(320円)	0円	820円	490円	
老齢福祉年金受給者	300円	490円(320円)	0円	820円	490円	
世帯全員が市民税非課税で	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円	490円(420円)	320円	820円	490円
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	650円	1,310円(820円)	320円	1,640円	1,310円

※()の金額は、対象の方は介護老人福祉施設に入所又は短期入所生活介護を利用した場合の額です。

(70歳～74歳の方へ)

8月1日から国民健康保険の高齢受給者証が変わります

国民健康保険被保険者のうち、70歳以上の方に交付してあります高齢受給者証は、7月31日(土)で有効期間が終了します。新しい高齢受給者証は7月末までに郵送します。8月1日(日)からは、新しい高齢受給者証を医療機関の窓口で提示してください。

〔古い高齢受給者証〕

8月1日以降に、国保医療年金課又は各総合支所市民福祉課に返却してください。

満70歳になられる方

70歳の誕生日の翌月から高齢

8月2日～末日に生まれた人
 ↓8月から該当

- ▼国保医療年金課 (☎64・314)
- ◎市民福祉課 (☎75・025)
- ◎市民福祉課 (☎72・252)
- ◎市民福祉課 (☎322・145)

受給者に該当されます。（1日生まれるの方は、誕生日から該当となります。）高齢受給者証は、該当月の前月末までに郵送します。医療を受けるときは、保険証と一緒に忘れずに提示してください。（例）8月1日に生まれた人
 ↓8月から該当

8月2日～末日に生まれた人
 ↓9月から該当

- ▼国保医療年金課 (☎64・314)
- ◎市民福祉課 (☎75・025)
- ◎市民福祉課 (☎72・252)
- ◎市民福祉課 (☎322・145)